

## 【新型コロナウイルス感染拡大防止による休業のお知らせ】

宮城県知事による、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策として、緊急事態宣言が発令され、自動車教習所も休業要請の対象業種に含まれました。

当校も、お客様及び職員の安全と健康を最優先に考え、下記の通り、臨時休業させていただきます。

(休業期間)

**令和2年4月25日(土)～令和2年5月6日(水)**

※ この期間につきましては、教習業務、検定業務、高齢者講習、他一切の業務を行いません。

教習のご予約、検定の申込、講習のご予約等はすべてキャンセルさせていただきます。

※ 令和2年5月7日(木)から営業を再開させて頂く予定ですが、緊急事態宣言に伴う、休業要請が延長された場合は、上記期間が変更となる場合がございます。

※ 休業に伴う、教習カリキュラムについては、営業再開後に調整させていただきます。

※ 教習期限や各証明書等の有効期限等につきましては、休業期間中の日数が加算されることになっております。

(例) ・教習期限→4/28まで ・休業期間→4/25～5/6まで(12日間)

➡ 元々の教習期限に休業期間の日数(12日間)を加えた5/10までとなります。

在校生の皆様、高齢者講習受講予定の皆様には多大なるご迷惑をお掛け致します。

このような折、ご理解とご協力の程、お願い申し上げます。

令和2年4月23日(木)

仙台赤門自動車学校長